

公益社団法人 熊本県薬剤師会代議員総会運営規則

第1章 総則

(目的)

第1条 この規則は、公益社団法人熊本県薬剤師会（以下「本会」という。）の代議員総会（以下「総会」という。）の運営に関し必要な事項を定めることを目的とする。

(総会の種類)

第2条 総会は、定時総会及び臨時総会とする。

第2章 総会の招集

(招集の手続)

第3条 総会を招集する場合には、理事会の決議によって、次の事項を定める。

- (1) 総会の日時及び場所
- (2) 総会の目的である事項
- (3) 総会に出席しない代議員が書面によって議決権を行使することができることとするときは、その旨
- (4) 次に掲げる事項
 - イ 総会参考書類に記載すべき事項
 - ロ 書面による議決権の行使については議決権行使書を開催日の前日までに提出すべき旨
- (5) 代理人による議決権の行使について、代理権を証明する方法その他代理人による議決権の行使に関する事項
- (6) 次に掲げる事項が総会の目的である事項であるときは、当該事項に係る議案の概要
 - イ 役員等の選任
 - ロ 役員等の報酬等
 - ハ 事業の全部の譲渡
 - ニ 定款の変更
 - ホ 合併

(招集の通知)

第4条 会長は、総会の開催の2週間前の前日までに、代議員に対して書面をもって通知しなければならない。

2 前項の通知には第3条各号を記載しなければならない。

3 第1項の通知は、通知の前日における代議員名簿記載の代議員に対して行う。

(議決権行使に関する基準日)

第5条 通知の前日における代議員名簿記載の代議員を、議決権を有する者とする。

第3章 総会の開催

(代議員の出席)

第6条 代議員は、総会開会定刻前に議場に到着し、受付で出席した旨を通告しなければならない。

(代議員以外の者の出席等)

第7条 理事及び監事は、やむを得ない事由がある場合を除き、総会に出席しなければならない。

- 2 弁護士、会計士等は、議長、理事及び監事を補助するために、議長の許可を得て総会に出席することができる。
- 3 総会の議事運営に必要な職員等を配置することができる。

(書面表決等)

第8条 総会に出席できない代議員は、予め通知された事項について書面によって議決し、又は他の代議員を代理人として議決権の行使を委任することができる。

- 2 書面表決書及び委任状の提出期限は、総会前日までとする。
- 3 書面表決書及び委任状の提出先は、議長とする。
- 4 第1項の場合は、総会に出席したものとみなす。

(定足数の確認)

第9条 議長は、総会の開会に際し事務局に出席者数を確認させ、会場に報告しなければならない。

- 2 議長は、出席者が定足数に達したとき、総会の成立を宣言する。

第4章 総会の議事

(議長及び副議長の選出)

第10条 議長1名、副議長1名とする。

- 2 議長及び副議長は、代議員選挙後の最初の総会で選出し、任期は選出された代議員の任期とする。ただし、議長及び副議長に共に事故があるときは、開催時に仮議長を選出する。
- 3 議長、副議長及び仮議長の選出は、代議員より立候補者を募り、出席した代議員の過半数による代議員会の承認を得なければならない。
- 4 立候補者が多数の場合は、代議員の投票及びその他の方法により選出する。
- 5 立候補者がいないときは、会場より推薦のあった候補者の承認を得る。
- 6 議長、副議長及び仮議長が選出されるまでは、事務局長が議長の職務を行う。

(議長の権限)

第11条 議長は、総会の秩序を維持し、議事を整理する。

- 2 議長は、総会の目的または付議している議案と関連のない発言をする等議事を妨げる者に対して発言停止や退場をさせることができる。
- 3 議長は、出席者の承認を得て、書記と議事録署名人2名を任命するものとする。

(副議長の権限)

第12条 副議長は、議長を補佐し、総会の秩序を維持し、議事を整理する。

2 副議長は、議長が事故あるときは、議長に代わり総会の秩序を維持し議事を整理する。

(仮議長の権限)

第13条 仮議長は、議長に代わり総会の秩序を維持し議事を整理する。

(議案の付議の宣言)

第14条 議長は、各議事に入るに当たり、その議案を付議することを宣言する。

2 議長は、予め招集通知に示された順序に従い議案を付議するが、理由を述べてその順序を変更することができる。

3 議長は、複数の議案を一括して付議することができる。

(議案の説明及び質疑)

第15条 議長は、議案付議の宣告後、理事及び監事に対しその議案に関する事項の報告又は説明を求めることができる。

2 理事または監事は、議長の許可を得て、補助者に報告または説明をさせることができる。

3 第1項及び第2項の報告または説明後、出席者は、議長の許可を得て、付議した議案に関する事項について質疑を行うことができる。

(発言及び審議)

第16条 会議において発言する者は、議長の許可を受けなければならない。

2 発言の順序及び時間は、議長が決定する。

3 発言は、付議された議案以外の事項、または個人を中傷する発言をしてはならない。

4 発言は、簡潔明瞭を旨とし、重複発言等を避けなければならない。

5 質疑多数のため、質疑を終えることが困難であるときは、代議員は質疑終結の動議を提出することができる。

6 前項の動議に、3人以上の賛成者があるときは、議長は討論を経ないで、議事に諮りこれを決する。

(採決)

第17条 議長は、議案について質疑が終わったとき、または前条第6項の動議が可決されたときは、議長はその旨を宣告し、採決することができる。

2 採決の方法は、議長が決めることができる。

3 議長は、採決に先立って議案及び自己の議決権の行使に関して、如何なる意見も述べることはできない。

4 議長が議決権を行使する場合は、採決の結果を確認する直前にのみ行使し、採決の結果に参入することができる。

5 議長は、採決の結果並びにその議案の決議に必要な賛成数を充足しているか否かを宣言しな

ければならない。

(休憩)

第 18 条 議長は、必要と認めるときは再開時刻を定めて休憩を宣言することができる。

(閉会)

第 19 条 議長は、すべての議事が終了した後、閉会を宣言する。

(議事録)

第 20 条 議事の経過と結果の要領等は、議事録として記録しなければならない。

2 議長及び議事録署名人は、議事録に記名押印しなければならない。

(議事の結果の報告)

第 21 条 会長は、総会の結果の概要を、本会の会誌等に掲載し、正会員に報告するものとする。

第 5 章 総会議事運営委員会

(総会議事運営委員会の設置)

第 22 条 総会は、議事進行を適正かつ円滑に行うため、総会議事運営委員会（以下「委員会」という。）を設置する。

(委員会の構成)

第 23 条 委員会は、熊本市地区（熊本市支部選挙区とする。）3名、県北地区（荒尾支部選挙区、玉名支部選挙区、山鹿支部選挙区、菊池支部選挙区及び阿蘇支部選挙区）2名、県南地区（上益城支部、宇城支部選挙区、八代支部選挙区、人吉球磨支部選挙区、水俣・芦北支部選挙区及び天草支部選挙区とする。）2名の委員をもって構成する。

(委員会委員の選出)

第 24 条 委員会を構成する委員は、総会に諮って議長が指名する。

(正副委員長を選出)

第 25 条 委員長及び副委員長は、委員会で互選して選出する。

(委員会委員の任期)

第 26 条 委員の任期は、その代議員の任期と同じとする。但し、各地区内においての委員の交代は認めるが、その任期は前任者の残任期間とする。

(正副議長の参加)

第 27 条 委員会には、正副議長が参加するものとする。

(委員会委員長の任務)

第 28 条 委員長は、委員会を代表し、且つ委員会の議長となる。

(委員会委員以外の出席発言)

第 29 条 委員会は、会長並びにその他の役員及び委員でない代議員の出席を求め、意見を求めることができる。

(委員会の審議事項)

第 30 条 委員会は、総会の運営に関し理事会から付託された事項について審議する。

(総会への報告)

第 31 条 委員会が付託された事項について審議を終了したときは、委員長は議事の経過及び結果を総会に報告しなければならない。

第 6 章 事務局

(事務局)

第 32 条 総会の事務局は、本会事務局がこれに当たる。

第 7 章 雑則

(改廃)

第 33 条 この規則の改廃は、理事会の議を経て、総会の決議をもって行う。

附 則 (平成 24 年 4 月 21 日決議)

1 この規則は、平成 24 年 4 月 21 日から施行する。

附 則 (令和元年 6 月 15 日決議)

1 この規則は、令和元年 6 月 15 日から施行する。

附 則 (令和 5 年 6 月 17 日決議)

1 この規則は、令和 5 年 6 月 17 日から施行する。